

令和8年2月4日

可児市長 富田 成輝 様

可児市上下水道事業経営審議会

会長 丸山 恭司



可児市下水道事業の適正な使用料について（答申）

令和7年9月1日付け水料第32号により本審議会に諮問された「可児市下水道事業の適正な使用料（使用料算定期間 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間）」について、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

1 答 申

現行の下水道使用料は適正な水準であると判断する。よって、維持することが適当である。

ただし、井戸水等使用世帯における認定水量については現在の使用状況を踏まえ、1人及び2人世帯の認定水量を1m³ずつ減少するよう変更することが適当である。

2 審議内容

別記のとおり

1. 下水道事業の現状と今後の見通し

本市の下水道事業は、昭和 62 年度から事業開始し、現在では市内での面整備は概成し老朽化した施設の更新や維持・修繕に移行してきている。令和 7 年 3 月末現在において、汚水管の延長は約 630km、マンホールは約 20,000 基、マンホールポンプは約 100 基となっている。汚水処理については、一部の地域において市内浄化センターでの処理となっている地域もあるが、ほとんどが岐阜県の木曽川右岸流域下水道に接続し、各務原浄化センターにおいて汚水処理を行っている。

令和 6 年度から農業集落排水事業を会計統合し、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業と一体化して事業運営を行っている。今後は、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、ストックマネジメント計画に基づく適切な維持管理を行い、持続可能な下水道事業を目指していく必要がある。

収益的収支の見通しについては、収益の半分を占める下水道使用料は、人口減少及び節水機器の普及等の水需要の減少により減少傾向である。一方、処理費用については物価や労務費等の上昇により増加する見込みとなっている。

資本的収支の見通しについては、工事等に必要な資金は企業債の発行によって調達することができる。支出が収入を上回り収支不足となるが、当初整備時に借り入れた企業債償還金の減少により、不足額が減少していく見込みとなっている。

2. 審議内容

今後の人口減少や水需要の減少等による使用料収入の減少、老朽管路の修繕・改築等の事業費用が増加することを見込んだうえで事業運営資金が確保され、安定的な下水道事業の運営が可能な見通しである。

使用料算定期間中の平均経費回収率が 100%を超えており、汚水処理に必要な経費を使用料で賄うことができている。

使用料算定期間中、単年度の現金収支が黒字であり、純利益や内部留保資金が確保でき、現金預金残高についても安定的に増加する見通しである。

よって、下水道使用料を現状維持として更なる経営努力を行い、施設更新を効率的に実施していくことが重要である。ただし、社会情勢の急激な変化等があった場合には、必要に応じ下水道使用料見直しを検討されたい。

基本使用料	10 m ³ 以下	11 m ³ ～ 40 m ³	41 m ³ ～ 250 m ³	251 m ³ 以上
670 円	80 円/m ³	150 円/m ³	165 円/m ³	175 円/m ³

井戸水等使用世帯における認定水量の変更

井戸水等を使用する世帯に係る認定水量について、1人世帯及び2人世帯では実際の上水道使用水量の平均値との間に乖離が確認された。よって両区分の認定水量をそれぞれ1 m³減少させることが適当である。一方、3人世帯から5人世帯及び6人以上の世帯については、現行の認定水量がおおむね実態に即していることが確認されたことから、従前の認定水量を維持することが適当である。

世帯人員		1人	2人	3人	4人	5人	5人を超える 1人増すごとに
1月当たりの 認定水量	現行	12 m ³	19 m ³	22 m ³	24 m ³	27 m ³	3 m ³
	変更後	11 m ³	18 m ³	22 m ³	24 m ³	27 m ³	3 m ³
	差	△1 m ³	△1 m ³	0 m ³	0 m ³	0 m ³	0 m ³

付 屬 資 料

- 資料 1 可児市上下水道事業経営審議会委員名簿
- 資料 2 可児市上下水道事業経営審議会の開催状況
- 資料 3 諮問書（写）
- 資料 4 可児市上下水道事業経営審議会条例

可児市上下水道事業経営審議会 委員名簿

役職	氏名	所属団体等	選任区分
会長	まるやま やすし 丸山 恭司	愛知工業大学経営学部 教授	学識経験を有するもの
副会長	おおすぎ もりへい 大杉 守平	可児市自治連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	いちはら ゆきのぶ 市原 征伸	一般社団法人 可児青年会議所	公共的団体等の役員又は職員
委員	いわい さとこ 岩井 里子	可児市健友連合会	公共的団体等の役員又は職員
委員	おくむら ゆみこ 奥村 由美子	可児市民生委員児童委員 連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	かかむ まもる 各務 守	名古屋税理士会多治見支部	学識経験を有するもの
委員	かわさき あい や 川崎 愛彩	市民委員	その他市長が必要と認める者
委員	こにし すみこ 小西 澄子	可児商工会議所女性会	公共的団体等の役員又は職員
委員	たかはし じゅん 高橋 淳	協同組合岐阜県 可児工業団地管理センター	公共的団体等の役員又は職員
委員	とよば よしこ 豊場 佳子	可児市社会福祉協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	ふるた あかね 古田 あかね	可児市 P T A 連合会	公共的団体等の役員又は職員
委員	わたなべ かつひこ 渡辺 勝彦	可児商工会議所	公共的団体等の役員又は職員

資料 2

可児市上下水道事業経営審議会の開催状況

令和7年度 第1回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和7年7月31日（木）午後4時から午後5時45分まで
- ・場 所 可児市役所5階 第1委員会室
- ・出席者 委員11人（欠席1人）、事務局10人
- ・内 容 委員委嘱、会長、副会長選出
可児市上下水道事業経営審議会について
上下水道事業について

令和7年度 第2回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和7年9月1日（月）午後4時から午後5時45分まで
- ・場 所 可児市役所4階 第3会議室
- ・出席者 委員9人（欠席3人）、事務局12人
- ・内 容 質問書の交付、下水道事業の収益的収支の内訳と見通し
下水道事業の資本的収支の内訳と見通し
井戸水等使用世帯における認定水量について
県内団体との比較

令和7年度 第3回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和7年10月28日（火）午後4時から午後5時30分まで
- ・場 所 可児市役所5階 第1委員会室
- ・出席者 委員11人（欠席1人）、事務局10人
- ・内 容 財政収支推計について、下水道事業の適正な使用料の検討
答申内容の方向性の検討

令和7年度 第4回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和7年12月12日（金）午後4時から午後5時15分まで
- ・場 所 可児市役所4階 第3会議室
- ・出席者 委員10人（欠席1人、欠員1人）、事務局12人
- ・内 容 答申内容のまとめ
令和6年度可児市水道事業決算の概要・モニタリング結果説明
令和6年度可児市下水道事業決算の概要・モニタリング結果説明



水料第 32 号

令和 7 年 9 月 1 日

可児市上下水道事業経営審議会
会長 丸山 恭司 様

可児市長 富田 成輝



諮詢書

可児市下水道事業の適正な使用料（使用料算定期間 令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度の 5 年間）について諮詢しますので、貴審議会のご意見を賜りますようお願いします。

○可児市上下水道事業経営審議会条例

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 19 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関し必要な調査及び審議を行うため、可児市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員又は職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(可児市水道料金審議会条例の廃止)

2 可児市水道料金審議会条例（昭和 62 年可児市条例第 23 号）は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。